

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山魅力再発見「平成大山講」プロジェクト（神奈川県が進める新たな観光の核づくり事業で認定を受けたもの。以下「プロジェクト」という。）を推進するため、当該プロジェクトにおいて先導的な役割を果たすと認められる事業について、その経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、プロジェクトの実施計画等に位置づけられている事業で、かつ、プロジェクトの早期実現に向けて先導的な役割を果たすと認められる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金額の算出方法等)

第3条 補助金額は、補助事業に要する経費の10分の10以内で市長が認められた額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の限度額)

第4条 前条の規定により算出した補助金の額が、4,126千円を超える場合は、4,126千円を上限とする。

(交付の申請等)

第5条 規則第5条第1項の規定により、補助金の交付を申請する者は、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類

(3) 工事の施工にあつては、その実施設計書又はこれに代わる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止しようとする場合は、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第9条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付請求書(第5号様式)に伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付決定通知書又は伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて事業完了の日から30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業結果報告書

(2) 収支決算書又は収支を証する書類

(3) 精算設計図書

2 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の実績報告書を提出す

るに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額（第7条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間及び同条第2号の規定により市長が定めるものは、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) 取得価格が50万円以上のもの 5年

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年7月4日告示第106号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第236号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。

1 補助事業等の名称

2 交付申請額 千円

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金
については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しま
したので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金交付決定額
- 3 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金の事業計画を変更したいので、次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容及び理由

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金の
変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知し
ます。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 補助事業等の名称

2 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

3 交付条件

(事務担当は、)

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊦

交付決定のありました伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて請求します。

1 補助事業等の名称

2 交付決定額 千円

3 既交付額 千円

4 今回交付請求額 千円

5 未交付額 千円

6 添付書類

- 伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金交付決定通知書の写し
 - 伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金変更交付決定通知書の写し
 - 伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金確定通知書の写し
- (注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第6号様式（第10条関係）

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 補助事業等の名称

2 交付決定額 千円

3 実績額 千円

4 不用額 千円

※ 次に掲げる書類を添付します。

- (1) 事業実績書（任意書式）
- (2) 事業施行後の写真又はパンフレット等の成果品を示すもの
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他

第7号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市新たな観光の核づくり等補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました補助金実績報告書を審査しました結果、
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 補助事業等の名称

2 補助金交付（変更交付）決定額 千円

3 補助金確定額 千円

（事務担当は、 ）

第8号様式（第12条関係）

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

平成 年 月 日付けで交付（変更交付）決定を受けた新たな観光の核づくり等補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は、以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は、以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。